



独立した第三者保証報告書

2017年6月12日

株式会社みずほ銀行
取締役頭取 藤原 弘治 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番7号

代表取締役  

当社は、株式会社みずほ銀行(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「エクエーター原則への取り組み」のウェブサイト(以下、「EPウェブサイト」という。)に記載されている2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)を対象とした「エクエーター原則適用案件調印件数」に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

エクエーター原則に準拠して会社が定めた「エクエーター原則実施マニュアル」に従ってエクエーター原則適用案件調印件数を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として EP ウェブサイト上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- エクエーター原則の適用を受けるプロジェクトの識別の一連のプロセスに対するウォークスルーを通じた、エクエーター原則適用案件調印件数に関する会社の内部統制の整備状況に関する質問
- エクエーター原則適用案件調印件数に対する分析的手続の実施
- エクエーター原則の適用を受ける調印済みのプロジェクトに関する質問並びに試査により入手した証拠との照合及び再計算の実施
- 表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、EP ウェブサイトに記載されている 2016 年度を対象としたエクエーター原則適用案件調印件数が、すべての重要な点において、エクエーター原則に準拠して会社が定めたエクエーター原則実施マニュアルに従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上